

大船渡市告示第21号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を設置している者から変更事項の届出があった。

令和6年3月21日

大船渡市長 瀧上 清



1 届出事項の概要

(1) 届出者

株式会社マイヤ、株式会社コメリ、株式会社デンコードー

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称：大船渡ショッピングセンター

所在地：大船渡市立根町字堀之内10番地1

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(ア) 株式会社マイヤ（変更事項：設置する者の住所）

変更前：岩手県大船渡市大船渡町字茶屋前101

変更後：岩手県大船渡市盛町字木町14番地5

(イ) 株式会社デンコードー（変更事項：代表者氏名）

変更前：代表取締役 岡田義則

変更後：代表取締役 高橋淳

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(ア) 株式会社マイヤ（変更事項：設置する者の住所）

変更前：岩手県大船渡市大船渡町字茶屋前101

変更後：岩手県大船渡市盛町字木町14番地5

(イ) 株式会社デンコードー（変更事項：代表者氏名）

変更前：代表取締役 岡田義則

変更後：代表取締役 高橋淳

(4) 変更年月日

ア (ア) 平成25年4月1日

(イ) 令和5年6月15日

イ (ア) 平成25年4月1日

(イ) 令和5年6月15日

(5) 変更の理由

所在地変更のため。

代表者変更のため。

2 届出年月日

令和6年3月18日

3 縦覧場所

商工港湾部商工課